

徳島県 M & A 促進奨励金事業

～後継者不在企業の M & A による事業承継を支援します～

令和8年2月13日から要件緩和 ▶ 年齢要件を完全撤廃 ▶ 代表者の年齢制限をなくし、譲渡を希望するすべての事業者を対象とします。

注)要件緩和の適用となるのは令和8年2月13日以降に申請された場合に限りです。

事業目的

経営者の高齢化や休廃業の増加が懸念される中、経営資源を次世代に引き継ぐことは、地域経済や雇用を守る観点から喫緊の課題と認識しております。

そこで、後継者不在企業の M & A による事業承継を推進するため、M & A プラットフォーム（「BATONZ」、「M & A サクシード」、「TRANBI」、「relay」、「事業承継マッチング支援サイト（日本政策金融公庫）」及び「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター譲渡希望事業所紹介サイト（徳島商工会議所）」への登録からマッチングを支援した土業等専門家及び譲渡希望事業者に対し、奨励金を交付いたします。（赤字は令和7年度より追加）

事業概要

奨励金区分	交付金額	交付要件	交付対象者
案件登録奨励金	5 万円	①譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、令和7年4月1日以降、「BATONZ」、「M & A サクシード」、「TRANBI」、「事業承継マッチング支援サイト」のうち2つ以上に、譲渡案件として登録したもの※	土業等専門家 及び 譲渡希望事業者
		②譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、令和7年4月1日以降、「relay」、「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター譲渡希望事業所紹介サイト」のうち1つ以上に登録したもの※	
	10 万円	上記交付要件①及び②をともに満たしたもの	
案件マッチング奨励金	20 万円	案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業が、令和7年4月1日以降、「最終契約」を締結し、その支援を行ったもの	土業等専門家

※譲渡希望事業者は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡案件として登録済であること。

対象期間 ▶ 令和7年4月1日(火)から令和9年2月26日(金)

申請期限

令和9年2月26日(金)まで

※予算の上限に達し次第、受付を終了とさせていただきます。

※交付決定後、一ヵ月以内に請求書を提出していただく必要があります。

申請方法

(令和8年4月より変更)

徳島県経済産業部 産業成長推進課へ必要書類をご提出下さい（郵送でも可）

また、申請書類等の様式は、下記徳島県ホームページからダウンロードをお願いします
可能な範囲で、土業等専門家の方が譲渡希望事業者の申請書も併せてご提出願います

<URL> <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/7303644/>

注意事項

▶譲渡希望事業者1者につき、各奨励金区分1回のみ交付とします。

▶公開日から1年以内に買い手募集を中止する場合には、その理由を記載した状況報告書を提出していただき、理由によっては奨励金の返還を求めますのでご注意ください。

▶詳しい申請方法等は、上記ホームページに掲載の募集要項に記載しておりますのでご確認の上、ご申請ください。

